

## 定性的な開示事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と、連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点等

当金庫においてはみとしんリース（株）を連結自己資本比率告示上の連結対象としております。

なお、グループ内における資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

### 2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,852百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,500百万円

### 3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

### 4. 信用リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識に立ち、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、「信用格付制度」に基づく自己査定を随時実施しており、また貸出金等について、信用VaRの計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会を通じて統合リスク管理委員会と協議・検討を行い、必要に応じて、理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」、「貸倒償却および貸倒引当金等の計上に関する規程」および「償却および引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒引当率を基に算定する方法と、個別債務者ごとに引当金を見積る方法を併用し、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング（S&P）

### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当いたします。当金庫では融資の取り上げに際し、事業計画、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけと認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果によっては担保または保証が必要な場合もあり、その場合にはお客さまに対し十分な説明を行うとともにご理解いただいたうえでご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、また保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、当金庫が定める「事務取扱要領」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲内で、預金相殺を用いる場合があります。その際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証としてしんさん保証基金、住宅金融支援機構等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の

#### リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場価格等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。なお、派生商品取引の期末時点の取引残高はありません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスク双方

とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化業務の役割としては投資業務のみであり、オリジネーター業務は行っておりません。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資については証券化商品を含めた有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとの

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング (S&P)

## 8. オペレーショナル・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測につきましては、標準的計測手法を採用することとし、態勢を整備しております。

またこれらのリスクに関しましては、統合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において経営陣に報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

## 9. 銀行勘定における出資その他これに類する

エクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認

識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握しております。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当部署へ報告するとともに、ストレステスト等複合的なリスクの分析を行い、定期的に常務会および統合リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」および「市場関連リスク管理基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを行うとともに、その状況については適宜経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## 10. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しております。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を図る態勢としております。

具体的には、当金庫が保有する有価証券・預け金・買入金銭債権および預貸金(貸出金・定期性預金・流動性預金)に対する金利リスクについて、経営に与える影響の重大性を認識し適切なコントロールを図ることを基本方針として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク ( $\Delta$  EVE) や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度 ( $\Delta$  NII) を月次で測定し、市場関連リスク管理委員会と協議しております。さらに統合リスク管理委員会において報告・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的開示の対象となる  $\Delta$  EVE 及び  $\Delta$  NII は以下の前提に基づいて算定しております。

普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金を流動性預金と定義し、預金の過去データから預金残高の滞留・流出過程をモデル化したものにより、流動性預金において高確率で滞留する金額を計測しております。また、市場金利に対する追随率を計測し、預金の金利改定割合についても考慮しております。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は5.991年、最長の金利改定満期は10年となっております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、実績データをもとに標準的手法で算出しております。

複数の通貨の集計方法については、全通貨を対象として通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合算しております。なお、通貨間の相関は考慮しておりません。

算定の前提となる割引金利及びキャッシュフローについてスプレッドは考慮しておりません。

コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は、 $\Delta$  EVE 及び  $\Delta$  NII に重大な影響を及ぼす可能性があります。

〔 1 〕 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 5年度	令和 6年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,210	41,255
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,366	16,352
うち、利益剰余金の額	23,998	24,951
うち、外部流出予定額(△)	154	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	△ 47
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,015	887
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,015	887
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	41,225	42,142
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,406	1,341
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,406	1,341
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	415	189
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	299	352
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2,122	1,883
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	39,103	40,259
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	419,183	404,518
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,244	21,323
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	442,427	425,842
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.83%	9.45%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〔2〕自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	419,183	16,767	404,518	16,180
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	373,388	14,935	356,287	14,251
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	66	2	55	2
我が国の政府関係機関向け	6,697	267	5,928	237
地方三公社向け	53	2	92	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80,322	3,212	84,243	3,369
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,680	107
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	115,310	4,612	85,209	3,408
中小企業等向け及び個人向け	100,972	4,038		
中堅中小企業等向け及び個人向け			55,706	2,228
トランザクター向け			1,411	56
抵当権付住宅ローン	4,772	190		
不動産取得等事業向け	26,328	1,053		
不動産関連向け			74,787	2,991
自己居住用不動産等向け			35,150	1,406
賃貸用不動産向け			12,448	497
事業用不動産関連向け			27,189	1,087
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	1,442	57		
延滞等向け			13,922	556
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,344	53
取立未済手形	59	2	30	1
信用保証協会等による保証付	4,613	184	4,336	173
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	381	15		
出資等のエクスポージャー	381	15		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			342	13
上記以外	32,367	1,294	30,288	1,211
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,502	460	11,328	453
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,703	108	3,000	120
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
	上記以外のエクスポージャー	60	2	15,958	638
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC 要件適用分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—	—	—
	短期 STC 要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		45,794	1,831	48,230	1,929
	ルック・スルー方式	45,794	1,831	48,230	1,929
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引				—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を 8% で除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額		23,244	929	21,323	852
	BI			14,215	
	BIC			1,705	
八. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+□)		442,427	17,697	425,842	17,033

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等× 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)× 4%

〔 3 〕 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引		三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
	国内	1,170,488	1,164,191	476,777	517,602	251,889	221,514	-	-	2,326
国外	31,700	27,200	-	-	31,700	27,200	-	-	-	-
地域別合計	1,202,188	1,191,391	476,777	517,602	283,589	248,714	-	-	2,326	24,830
製造業	25,300	24,816	18,415	18,735	6,702	5,899	-	-	289	1,032
農業、林業	5,041	5,431	5,041	5,431	-	-	-	-	70	231
漁業	156	155	156	155	-	-	-	-	2	2
鉱業、採石業、 砂利採取業	247	236	247	236	-	-	-	-	-	-
建設業	55,364	55,943	53,492	53,603	500	500	-	-	540	2,109
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,745	3,997	4,045	3,797	700	200	-	-	-	-
情報通信業	1,495	1,602	763	871	700	700	-	-	0	42
運輸業、郵便業	15,084	14,300	13,634	13,370	1,199	500	-	-	33	350
卸売業、小売業	39,640	41,967	37,642	39,900	1,300	1,300	-	-	306	1,698
金融業、保険業	427,161	436,562	11,878	36,508	31,300	29,000	-	-	-	35
不動産業	56,756	58,117	54,210	57,227	500	500	-	-	42	7,576
物品賃貸業	8,913	9,134	6,450	7,232	2,400	1,800	-	-	-	1,913
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,944	5,317	4,943	5,289	-	-	-	-	20	273
宿泊業	17,143	16,824	17,143	16,824	-	-	-	-	417	3,551
飲食業	10,458	10,608	10,458	10,608	-	-	-	-	89	609
生活関連サービス業、 娯楽業	11,707	21,237	10,845	20,575	800	600	-	-	172	2,703
教育、学習支援業	3,447	3,534	3,447	3,534	-	-	-	-	13	43
医療、福祉	30,190	29,630	29,890	29,230	-	-	-	-	45	373
その他のサービス	20,995	9,142	16,573	6,456	3,702	1,801	-	-	106	195
国・地方公共団体等	323,246	294,802	65,592	67,539	233,784	205,912	-	-	-	-
個人	111,907	118,890	111,880	118,871	-	-	-	-	175	2,087
その他	28,243	29,136	24	1,602	-	-	-	-	1	0
業種別合計	1,202,188	1,191,391	476,777	517,602	283,589	248,714	-	-	2,326	24,830
1年以下	428,074	238,933	315,443	107,434	14,419	19,242	-	-	-	-
1年超3年以下	252,458	189,422	55,963	41,816	23,243	8,748	-	-	-	-
3年超5年以下	109,300	115,190	35,483	34,994	9,759	7,785	-	-	-	-
5年超7年以下	45,298	73,419	25,186	54,219	14,201	18,067	-	-	-	-
7年超10年以下	58,029	110,132	21,019	81,904	31,010	20,127	-	-	-	-
10年超	246,746	406,903	20,691	195,961	190,955	174,741	-	-	-	-
期間の定め のないもの	62,281	57,389	2,991	1,271	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,202,188	1,191,391	476,777	517,602	283,589	248,714	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。  
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	1,072	965	—	1,072	965
	令和6年度	965	819	—	965	819
個別貸倒引当金	令和5年度	12,872	12,306	1,082	11,790	12,306
	令和6年度	12,306	13,190	401	11,904	13,190
合計	令和5年度	13,945	13,272	1,082	12,863	13,272
	令和6年度	13,272	14,009	401	12,870	14,009

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	835	164	△670	△12	164	152	—	1
農業、林業	73	73	0	41	73	114	397	—
漁業	1	1	△0	△0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,551	1,528	△23	△123	1,528	1,405	1	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業	8	—	△8	—	—	—	—	—
情報通信業	1	3	2	△2	3	1	—	—
運輸業、郵便業	21	28	6	48	28	77	—	—
卸売業、小売業	1,134	1,200	66	△30	1,200	1,169	14	—
金融業、保険業	1	1	△0	△0	1	1	—	—
不動産業	1,645	1,837	191	569	1,837	2,407	—	32
物品賃貸業	1,457	1,429	△27	△9	1,429	1,419	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	106	25	△81	△1	25	23	—	—
宿泊業	4,792	4,805	12	40	4,805	4,846	—	—
飲食業	99	84	△15	15	84	100	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	640	636	△4	382	636	1,018	—	22
教育、学習支援業	1	7	5	0	7	8	—	—
医療、福祉	222	225	2	△12	225	212	—	—
その他のサービス 国・地方公共団体等	26	26	△0	△5	26	21	—	—
個人	103	80	△23	△17	80	62	0	3
合計	12,728	12,162	△565	882	12,162	13,045	412	60

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	9,967	—	9,967	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,443	540	51,443	540	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	188,952	—	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,008	—	1,008	—	55	6%
我が国の政府関係機関向け	59,825	—	59,825	—	5,928	10%
地方三公社向け	463	—	463	—	92	20%
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	393,348	24,223	388,365	24,223	84,243	20%
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	11,100	—	11,100	—	2,680	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向け を含む）	111,598	8,836	108,497	531	85,209	78%
特定貸付債権向け	804	—	804	—	804	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	89,623	54,494	86,880	5,089	55,706	61%
トランザクター向け	—	43,941	—	3,985	1,411	35%
不動産関連向け	128,756	31	128,078	31	74,787	58%
自己居住用不動産等向け	91,127	—	90,839	—	35,150	39%
賃貸用不動産向け	13,942	—	13,856	—	12,448	90%
事業用不動産関連向け	23,686	31	23,381	31	27,189	116%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	10,815	89	10,784	9	13,922	129%
自己居住用不動産等向けエクス ポージャーに係る延滞	1,748	—	1,748	—	1,344	77%
取立未済手形	150	—	150	—	30	20%
信用保証協会等による保証付	75,264	67	75,264	6	4,336	6%
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	342	—	342	—	342	100%
合計					325,999	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%
	令和6年度										
現金	9,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	448	559	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	542	59,282	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	463	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	11,631	—	—	360,576	—	40,361	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—	6,500	—	4,600	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	11,299	—	—	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	17,834	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,527	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	38,719	2,090	6,202	53	194	46	3,886	89
自己居住用不動産等向け	—	—	—	38,719	2,090	5,397	53	—	46	3,886	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	804	—	194	—	—	89
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	—	—	—	122	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	178	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	150	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,907	43,363	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	295,435	103,205	—	429,344	2,090	46,563	53	194	46	3,886	89

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）										
	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%
	令和6年度										
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	7,539	-	-	-	-	-	-	73,390	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,457	11,000	-	-	-	-	60,574	-	-	-	-
トランザクター向け	2,457	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	1,689	23,921	173	971	30	19,168	1,495	-	-	1,361	229
自己居住用不動産等向け	-	23,921	-	-	30	16,482	210	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	1,689	-	173	971	-	-	1,284	-	-	-	229
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	2,686	-	-	-	1,361	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	-	2,041	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	523	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,147	45,027	173	971	30	19,168	62,069	-	73,390	1,361	229

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,967
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	188,952
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,008
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59,825
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	463
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19	—	—	—	—	—	—	—	—	412,589
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,100
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	16,797	—	—	—	—	—	—	—	—	109,028
特定貸付債権向け	804	—	—	—	—	—	—	—	—	804
中堅中小企業等向け及び個人向け	102	—	—	—	—	—	—	—	—	91,969
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,985
不動産関連向け	—	7,001	12,207	—	219	8,358	—	—	—	128,109
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90,839
賃貸用不動産向け	—	7,001	—	—	—	1,419	—	—	—	13,856
事業用不動産関連向け	—	—	12,207	—	219	6,938	—	—	—	23,413
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	133	—	—	—	—	8,495	—	—	—	10,793
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,047	—	—	—	—	—	—	—	—	1,748
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75,271
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	342	—	—	342
合計	18,100	7,001	12,207	—	219	16,853	342	—	—	1,142,204

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	305,385
10%	3,500	110,681
20%	35,419	380,084
35%	—	13,735
50%	88,751	9,921
75%	—	81,602
100%	1,700	166,572
150%	—	715
250%	—	4,118
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	129,371	1,072,817

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	855,681	41,612	63.597	876,933
40% ~ 70%	71,201	28,663	10.000	73,494
75%	63,777	8,331	12.950	62,069
80%	—	—	—	—
85%	75,767	537	10.380	73,390
90% ~ 100%	19,965	4,241	11.090	19,691
105% ~ 130%	19,542	—	—	19,428
150%	17,029	74	27.130	16,853
250%	342	—	—	342
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,123,309	83,461	37.090	1,142,204

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実算する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,269	2,156	82,328	85,179	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔5〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔6〕証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)  
該当ありません
- ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)  
該当ありません

〔7〕出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	638	638	630	630
非上場株式等	205	205	201	201
合計	843	843	832	832

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	1,774	717
売却損	52	18
償却	—	3

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で  
認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	297	290

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない  
評価損益の額

該当ありません

〔8〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	66,918	59,668
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

IRRBB1 : 金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		Δ EVE			
		当期末	前期末	当期末	前期末
		ハ		ニ	
		Δ NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	13,705	19,281	163	698
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	12,242	15,813		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	13,705	19,281	163	698
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	40,259		39,103	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。

## 〔1〕自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,375	40,974
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,366	16,352
うち、利益剰余金の額	24,201	24,707
うち、外部流出予定額(△)	155	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 37	△ 85
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,015	887
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,015	887
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	41,390	41,861
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,412	1,345
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,412	1,345
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	415	189
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	299	352
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	2,127	1,886
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	39,263	39,974
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	419,014	403,967
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,154	21,252
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	442,168	425,220
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	8.87%	9.40%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

〔 2 〕 その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率  
規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
該当ありません

〔 3 〕 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	419,014	16,760	403,967	16,158
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	373,219	14,928	355,737	14,229
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	66	2	55	2
我が国の政府関係機関向け	6,697	267	5,928	237
地方三公社向け	53	2	92	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	80,322	3,212	84,243	3,369
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,680	107
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	112,437	4,497	81,290	3,251
中小企業等向け及び個人向け	100,972	4,038		
中堅中小企業等向け及び個人向け			55,706	2,228
トランザクター向け			1,411	56
抵当権付住宅ローン	4,772	190		
不動産取得等事業向け	26,328	1,053		
不動産関連向け			74,787	2,991
自己居住用不動産等向け			35,150	1,406
賃貸用不動産向け			12,448	497
事業用不動産関連向け			27,189	1,087
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	1,442	57		
延滞等向け			13,922	556
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,344	53
取立未済手形	59	2	30	1
信用保証協会等による保証付	4,613	184	4,336	173
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	332	13		
出資等のエクスポージャー	332	13		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			293	11

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
I	上記以外	35,120	1,404	33,705	1,348
	重要な出資のエクスポージャー			—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,478	459	11,371	454
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,708	108	3,004	120
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
	上記以外のエクスポージャー	60	2	19,330	773
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—	
証券化	STC 要件適用分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—		
	短期 STC 要件適用分			—	—
	不良債権証券化適用分			—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	45,794	1,831	48,230	1,929	
ルック・スルー方式	45,794	1,831	48,230	1,929	
マンドート方式	—	—	—	—	
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—	
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—	
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—	
④未決済取引			—	—	
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,154	926	21,252	850	
BI			14,168		
BIC			1,700		
八、連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+□)	442,168	17,686	425,220	17,008	

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。  
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。  
8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

〔 4 〕 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位: 百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引		三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
	国内	1,171,245	1,164,814	474,809	514,902	251,889	221,514	—	—	2,326
国外	31,700	27,200	—	—	31,700	27,200	—	—	—	—
地域別合計	1,202,945	1,192,014	474,809	514,902	283,589	248,714	—	—	2,326	24,830
製造業	25,300	24,816	18,415	18,735	6,702	5,899	—	—	289	1,032
農業、林業	5,041	5,431	5,041	5,431	—	—	—	—	70	231
漁業	156	155	156	155	—	—	—	—	2	2
鉱業、採石業、 砂利採取業	247	236	247	236	—	—	—	—	—	—
建設業	55,364	55,943	53,492	53,603	500	500	—	—	540	2,109
電気・ガス・熱 供給・水道業	4,745	3,997	4,045	3,797	700	200	—	—	—	—
情報通信業	1,495	1,602	763	871	700	700	—	—	0	42
運輸業、郵便業	15,084	14,300	13,634	13,370	1,199	500	—	—	33	350
卸売業、小売業	39,640	41,967	37,642	39,900	1,300	1,300	—	—	306	1,698
金融業、保険業	427,161	436,562	11,878	36,508	31,300	29,000	—	—	—	35
不動産業	57,784	59,122	55,239	58,231	500	500	—	—	42	7,576
物品賃貸業	5,916	5,429	3,454	3,527	2,400	1,800	—	—	—	1,913
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,944	5,317	4,943	5,289	—	—	—	—	20	273
宿泊業	17,143	16,824	17,143	16,824	—	—	—	—	417	3,551
飲食業	10,458	10,608	10,458	10,608	—	—	—	—	89	609
生活関連サービス業、 娯楽業	11,707	21,237	10,845	20,575	800	600	—	—	172	2,703
教育、学習支援業	3,447	3,534	3,447	3,534	—	—	—	—	13	43
医療、福祉	30,190	29,630	29,890	29,230	—	—	—	—	45	373
その他のサービス	20,995	9,142	16,573	6,456	3,702	1,801	—	—	106	195
国・地方公共団体等	323,246	294,802	65,592	67,539	233,784	205,912	—	—	—	—
個人	111,907	118,890	111,880	118,871	—	—	—	—	175	2,087
その他	30,968	32,460	24	1,602	—	—	—	—	1	0
業種別合計	1,202,945	1,192,014	474,809	514,902	283,589	248,714	—	—	2,326	24,830
1年以下	428,339	239,260	315,708	107,760	14,419	19,242	—	—	—	—
1年超3年以下	252,089	188,927	55,594	41,322	23,243	8,748	—	—	—	—
3年超5年以下	108,302	114,477	34,485	34,281	9,759	7,785	—	—	—	—
5年超7年以下	44,980	72,529	24,868	53,329	14,201	18,067	—	—	—	—
7年超10年以下	58,029	109,202	21,019	80,974	31,010	20,127	—	—	—	—
10年超	246,196	406,903	20,141	195,961	190,955	174,741	—	—	—	—
期間の定め のないもの	65,006	60,713	2,991	1,271	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,202,945	1,192,014	474,809	514,902	283,589	248,714	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。  
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	1,072	965	—	1,072	965
	令和6年度	965	819	—	965	819
個別貸倒引当金	令和5年度	13,793	13,211	1,082	12,711	13,211
	令和6年度	13,211	14,409	401	12,809	14,409
合計	令和5年度	14,866	14,176	1,082	13,784	14,176
	令和6年度	14,176	15,228	401	13,774	15,228

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	841	167	△ 674	△ 13	167	154	—	1
農業、林業	73	73	0	41	73	115	397	—
漁業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,552	1,529	△ 22	△ 124	1,529	1,405	1	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業	8	—	△ 8	1	—	1	—	—
情報通信業	1	3	2	△ 2	3	1	—	—
運輸業、郵便業	22	29	7	49	29	78	—	—
卸売業、小売業	1,137	1,204	66	△ 24	1,204	1,179	14	—
金融業、保険業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
不動産業	2,399	2,590	190	863	2,590	3,454	—	32
物品賃貸業	1,458	1,430	△ 28	△ 10	1,430	1,420	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	106	25	△ 81	△ 1	25	23	—	—
宿泊業	4,792	4,805	12	40	4,805	4,846	—	—
飲食業	103	84	△ 18	15	84	100	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	784	773	△ 11	396	773	1,169	—	22
教育、学習支援業	1	7	5	0	7	8	—	—
医療、福祉	225	226	1	△ 12	226	214	—	—
その他のサービス	27	27	0	△ 5	27	21	—	—
国・地方公共団体等	0	—	△ 0	—	—	—	—	—
個人	107	83	△ 23	△ 17	83	66	0	3
合計	13,648	13,066	△ 581	1,197	13,066	14,264	412	60

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ウェ イトの加重平 均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	9,967	—	9,967	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,443	540	51,443	540	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	188,952	—	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,008	—	1,008	—	55	6%
我が国の政府関係機関向け	59,825	—	59,825	—	5,928	10%
地方三公社向け	463	—	463	—	92	20%
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	393,348	24,223	388,365	24,223	84,243	20%
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	11,100	—	11,100	—	2,680	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向け を含む)	107,678	5,580	104,577	531	81,290	77%
特定貸付債権向け	804	—	804	—	804	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	89,623	52,927	86,880	5,089	55,706	61%
トランザクター向け	—	43,941	—	3,985	1,411	35%
不動産関連向け	128,756	31	128,078	31	74,787	58%
自己居住用不動産等向け	91,127	—	90,839	—	35,150	39%
賃貸用不動産向け	13,942	—	13,856	—	12,448	90%
事業用不動産関連向け	23,686	31	23,381	31	27,189	116%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産 等向けを除く。)	10,815	89	10,784	9	13,922	129%
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	1,748	—	1,748	—	1,344	77%
取立未済手形	150	—	150	—	30	20%
信用保証協会等による保証付	75,264	67	75,264	6	4,336	6%
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	293	—	293	—	293	100%
合計					322,031	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	
	令和6年度											
現金	9,967	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	188,952	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	448	559	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	542	59,282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	463	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	11,631	-	-	360,576	-	40,361	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	6,500	-	4,600	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	11,299	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	17,834	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,527	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	38,719	2,090	6,202	53	194	46	3,886	89	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	38,719	2,090	5,397	53	-	46	3,886	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	804	-	194	-	-	-	89
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	-	-	-	122	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	178	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	31,907	43,363	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	295,435	103,205	-	429,344	2,090	46,563	53	194	46	3,886	89	-

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%
	令和6年度										
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	7,539	-	-	-	-	-	-	73,390	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,457	11,000	-	-	-	-	60,574	-	-	-	-
トランザクター向け	2,457	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	1,689	23,921	173	971	30	19,168	1,495	-	-	1,361	229
自己居住用不動産等向け	-	23,921	-	-	30	16,482	210	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	1,689	-	173	971	-	-	1,284	-	-	-	229
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	2,686	-	-	-	1,361	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等 向けを除く。)	-	2,041	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	523	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,147	45,027	173	971	30	19,168	62,069	-	73,390	1,361	229

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度									
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,967
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188,952
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,008
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,825
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	463
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19	-	-	-	-	-	-	-	-	412,589
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,100
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	12,878	-	-	-	-	-	-	-	-	105,108
特定貸付債権向け	804	-	-	-	-	-	-	-	-	804
中堅中小企業等向け及び個人向け	102	-	-	-	-	-	-	-	-	91,969
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,985
不動産関連向け	-	7,001	12,207	-	219	8,358	-	-	-	128,109
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,839
賃貸用不動産向け	-	7,001	-	-	-	1,419	-	-	-	13,856
事業用不動産関連向け	-	-	12,207	-	219	6,938	-	-	-	23,413
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等 向けを除く。)	133	-	-	-	-	8,495	-	-	-	10,793
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,047	-	-	-	-	-	-	-	-	1,748
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,271
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	293	-	-	293
合計	14,181	7,001	12,207	-	219	16,853	293	-	-	1,138,236

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	305,385
10%	3,500	110,681
20%	35,419	380,084
35%	—	13,735
50%	88,751	9,921
75%	—	81,602
100%	1,700	167,326
150%	—	715
250%	—	4,120
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	129,371	1,073,573

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位: 百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	855,682	41,612	63.597	876,933
40%～70%	71,201	28,663	10.000	73,494
75%	63,777	8,331	12.950	62,069
80%	—	—	—	—
85%	75,767	537	10.380	73,390
90%～100%	16,045	4,241	11.090	15,771
105%～130%	19,542	—	—	19,428
150%	17,029	74	27.130	16,853
250%	293	—	—	293
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,119,340	83,461	37.090	1,138,236

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことであります。

〔5〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,269	2,156	82,328	85,179	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔6〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当ありません

〔7〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)  
該当ありません

ロ. 連結グループが投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)  
該当ありません

〔 8 〕 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	638	638	630	630
非上場株式等	156	156	152	152
合計	794	794	783	783

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	1,774	717
売却損	52	18
償却	—	3

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	297	290

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔 9 〕 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	66,918	59,668
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

〔 10 〕 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク									
項 番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE		Δ NII		Δ NII		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	13,516	19,127	158	689				
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—				
3	スティープ化	12,133	15,717						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	13,516	19,127	158	689				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	39,974		39,263					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

# MITO SHINKIN BANK | REPORT 2025



水戸信用金庫イメージキャラクター  
みと信ちゃん



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫



ディスクロージャー誌は  
当金庫HPからも  
ご覧いただけます。